

契約が守られないとき

村 千鶴子 Mura Chizuko 東京経済大学現代法学部教授、弁護士

専門は契約法、消費者法。国民生活センター客員講師、同消費者判例評価検討委員会委員、東京都消費者被害救済委員会会長などを務める。著書に「Q&A 市民のための消費者契約法」(中央経済社、2019年)ほか多数。



はじめに

有効に成立した契約は、契約当事者双方が守る義務を負います。契約相手が契約を守らない場合には、法的責任を問われます。これを「債務不履行責任」といいます。債務不履行責任は民法で定められており、改正民法ではかなり大きな改正をしました。改正点は、従来の解釈論を条文に反映させるためのものと、実質的な改正とがあります。

さらに、改正前(現行)民法では、売買契約に瑕疵担保責任の規定があります(改正前・現行法570条、566条)が、改正民法では、瑕疵担保責任の規定を削除し、債務不履行責任に一本化する改正をしました。本稿では「契約が守られないとき」という観点から、瑕疵担保責任についても併せて取り上げています。

債務不履行のタイプ (改正法412条～413条)

債務不履行は、次の3種類のタイプに整理できます。第一は、契約で定めた履行期限が経過しても履行されない履行遅滞です。契約で商品の引渡期日を決めたのに、期日を過ぎても商品が引き渡されない、契約で金銭の支払期日を決めたのに支払期日が過ぎても支払われない、などがこのタイプです。第二は、履行はされたものの契約で定めたとおりでない不完全履行です。売買契約に基づいて商品の引渡しが行われたものの、契約で定めた数量に不足があるとか、引き渡された商品が約束されたものと違って傷のあるものだった、などがこのタイプの典型例

です。第三は、履行すること自体が不可能になった履行不能です。一点物の商品の売買契約を締結した後に、履行前に商品が滅失してしまったといった場合です。例えば、中古車の売買契約締結後に、目的物の中古車が焼失してしまった事例が典型例です。

民法では、履行遅滞について、確定期限がある場合、不確定期限の場合、期限の定めがない場合の3つの場合について規定を設けていますが、改正法では、不確定期限について規定を明確化し、不確定期限の場合は、期限が到来した後に債権者から履行の請求を受けたときか、債務者が履行期限が来たことを知ったときから履行遅滞となると改めました(412条2項)。確定期限の場合には、確定期限が到来したとき、期限の定めがないときは債権者から請求されたときから遅滞の責めを負います(412条)。期限の定めは、定められた期限までは履行しなくても遅滞の責めは負わないということで、債務者の利益になります。

履行不能については、改正前には定義規定がありませんでしたが、改正法で明記しました(412条の2)。まず、1項で、「……債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、その債務の履行を請求することができない」と決めました。さらに2項で、「契約に基づく債務の履行がその契約の成立時に不能であったことは、415条の規定によりその履行の不履行によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない」と決めました。契約締結時に、すでに履行が不能である内容の契約を締結した場合、債務者に帰責事由があれば、債権者

は債務不履行に基づく損害賠償請求ができることが明確化されました。

債務者が履行の提供をしているのに債権者が受領を拒んでいる場合を「受領遅滞」といいます。改正民法では、受領遅滞により債務者の履行のための費用が増加した場合には、増加分は債権者の負担となることを明記しました(413条2項)。消費者契約では、売買契約で、消費者が販売店からの商品の引渡しを拒否し「商品をもっていないから契約を解除する」と主張するケースがあります。しかし、契約で購入することにした以上、消費者には商品の引渡しを受ける義務があり、受け取りを拒絶すれば受領遅滞の責任を問われます。

債務不履行の場合に債権者ができること

債務者が任意に債務の履行をしない場合に、債権者を取ることができる手段としては、3種類あります。第一は、民事執行法などの強制執行による履行の強制です。第二が、契約の解除です。第三が、損害賠償請求です。損害賠償請求は、契約の解除や履行の強制とともに行うことができる場合もあります。

履行の強制の典型例としては次のようなものがあります。Aは、Bから返済期限を決めてお金を借りました。しかし、返済期限が過ぎてもAが返済しません。そこで、BはAに対して民事訴訟を提起し、勝訴判決を得たうえで、判決を根拠に民事執行法に基づいてBの財産(預貯金や不動産など)に対して強制執行手続(いわゆる「差押え」です)を取り、回収しました。

続いて、債務不履行に基づく損害賠償と解除について取り上げます。

契約解除(540条～543条)

契約により発生した債務が履行されない場合には、契約そのものの効果を解消できないかが問題になる場合があります。双務契約では、契約により契約当事者双方が債務を負担します。

一方当事者に債務不履行がある場合、契約が有効なままだと相手方は債務を負ったままの状態になります。例を挙げて説明しましょう。AがBから商品を購入する売買契約を締結しました。商品の引渡期日が過ぎていてもかかわらずBが商品の引渡しをしようとしなない場合、買手のAとしては契約を解消して自分の負担する「代金を支払う」債務もなくなりたいと考えましょう。そうするためには、契約を解除する必要があります。契約を解除すれば、債務の発生原因である契約は解消されるので、Aの代金を支払うという債務もなくなります。

さて、改正前民法では、契約の相手方に債務不履行があった場合には契約の解除をすることができるとして定めていました(541条、543条)。この場合の債務不履行は、履行遅滞、不完全履行、履行不能の3種類あり、いずれも債務者の責めに帰すべき事由が必要(これを「過失責任主義」といいます)と解釈運用されていました。つまり、債務者から「自分が契約に従った履行ができなかったのは、自分の落ち度によるものではなく、不可抗力によるものだった」と反証がされた場合には、債務不履行を理由とする契約解除はできないこととされていました。

改正民法では、債務不履行解除について、過失責任主義から無過失責任主義に改めました。債務者が債務の履行をしない場合には、債務者に帰責事由がなくても契約の解除ができると改めました。債務者は、自分に落ち度があったためではなく不可抗力で契約が守れなかったのだと反論しても、契約解除を避けることはできなくなりました。さらに、債務不履行の帰責事由が債権者にあるときは、債権者は債務不履行解除ができないことを明確化しました(改正法543条)。

さらに、債務不履行解除で、注意すべき点が2点あります。第一は、債務不履行の程度が軽微なときは契約の解除はできないことです(改正法541条)。第二は、催告解除が原則であることです。債務者が契約内容に従った債務の履

行をしない場合には、債権者は相当な期限を定めて履行をするよう催告し、催告期間内に履行がされない場合に初めて契約解除できます。相手に債務不履行があっても、いきなり契約解除はできないのが原則です。ただし、催告しないで解除できる例外的な場合があります。改正民法では、この点も明確化しました(改正法542条)。例えば、債務の全部の履行が不能な場合、債務者が債務の全部の履行を拒否している場合、特定の日に債務の履行をしなければ契約の目的を達成できない場合に履行期日を経過した場合などです。このような場合には、わざわざ催告する必要がないことから、催告なしで解除できることを明確にしました。

損害賠償請求(417条、419条)

債務者に債務不履行があったために、それが原因で債権者が損害を被った場合には、債権者は債務者に対して損害賠償を求めることができます。これを債務不履行に基づく損害賠償請求といいます。損害賠償請求については、実質的な改正はなく、実務上の扱いを条文上明確にする改正がされています。

まず、債務不履行に基づく損害賠償については、当然に債務者の責めに帰すべき事由が必要であるとして解釈運用されてきましたが(過失責任主義)、条文上はこの点が明確にはされていませんでした。そこで、「その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない」とする規定を新たに追加しました(改正法415条1項但書)。ただし、金銭債務については、例外的に無過失責任とされていることは改正後も変化はありません(419条)。金銭債務については、支払期限に支払いをしなかったら、理由のいかんを問わず、また債権者が損害の証明をすることも必要ではなく、債務者は

法定利率による遅延損害金を支払う義務を負います。契約で遅延損害金について法定利率よりも高い利率の取り決めをした場合には、契約で定めた利率に基づく遅延損害金を支払う義務を負います。

さらに、債務の履行に代わる損害賠償を求めることができる場合について条文を設けました(415条2項)。債務が履行不能になったとき、債務者が債務の履行を明確に拒絶している場合、契約が債務不履行解除された場合などです。

将来得られる利益を得ることができなくなったとする損害賠償については、将来発生するであろう利益について「今」損害賠償を求めるという性質上、法定利率に基づいて中間利息を控除する実務となっていますが、条文には規定がありませんでした。そこで、改正法では実務の取り扱いを条文に明記しました(417条の2)。この典型例は、売買契約で購入した商品の欠陥が理由で事故が起こり、被害者である購入者に後遺症が残って労働能力を喪失した場合には、労働可能年齢に達するまで働いたら得られたであろう利益を損害賠償として請求できる場合があります。このような場合の損害賠償の算定の際には、中間利息の控除がされます。例えば、30歳で事故が起こった場合には、労働可能年齢67歳までの37年間の失った利益を賃金センサス*等を参考に損害として請求できます。ただし、「年収×37年間」ではなく、ここから中間利息を控除した額になります。

売買契約の瑕疵担保責任(562条、563条)

契約が守られない事例の中に、売買契約に基づいて引き渡された商品に欠陥があるというケースがあります。事業者は、「商品の引渡しはしたのだから、文句は言えない」と言い張るような対応をするケースもありますが、それは間違いです。売主は、契約で取り決めた内容に

* 賃金構造基本統計調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>

沿った履行をする義務を負います。契約で、どのように商品について売買契約を結んだのが重要です。

契約を締結した時には、完全な商品についての売買契約であったのに、引き渡された現物には契約締結時にはなかったか、あるいは債権者が知らなかった欠陥や傷がある場合のことを改正前民法570条では「隠れた瑕疵」といいます。引き渡された商品に隠れた瑕疵がある場合には、債務者は瑕疵担保責任を負います。具体的には、契約の解除か損害賠償請求ができます。瑕疵担保責任は、債務不履行責任と違って無過失責任です。債務者に責めに帰すべき事由がない場合でも、瑕疵担保責任が発生します。そのため、瑕疵担保責任による損害賠償の範囲(信頼利益といわれます)は、債務不履行による損害賠償責任の範囲(履行利益といわれます)より狭い範囲であるとして解釈運用されています。

改正民法では、570条の規定を削除し、瑕疵担保責任の規定をなくしました。そして、新たに562条に次の趣旨の規定を定めました。大きく下記の2点について改正しています。

第一は、売買契約に基づいて「引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは」としました。「隠れた瑕疵」ではなく「契約の内容に適合しない」と改めたのです。「契約の内容に適合しない」とは、契約で約束した内容どおりではない、という意味です。これは、不完全履行の一形態といえます。契約当事者間で、売買する商品について具体的にどのような取り決めをしたのか、実際に引き渡されたものと、どのように違っているのかで判断することになります。

第二は、買主が売主に対して請求できる内容の改正です。改正法では、「目的物の補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完^{ついかん}を請求することができる」と改めました。改正前の瑕疵担保責任では、債権者ができることは契約を解除するか損害賠償請求でした。改正法では、契約の履行についての追完請求権に

改正したわけです。ただし、改正法では、さらに「売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる」という規定も設けています。買主は、自分が望むとおりの追完を求める権利があるわけではないということです。例えば、買主は、代替品との交換を求めたのに対して、売主が補修をする手段を提供した場合には、買主としては気持ちのうえでは納得できなくても、売り主側の言い分が通ることになる可能性が高いわけです。

さらに、買主の責めに帰すべき事由によって不適合が生じた場合には、買主は履行の追完を求めることはできません(562条2項)。これは、契約当事者間の公平性から設けられた規定です。

売主による追完がされず、不適合の状態が軽微とはいえないときには、契約を締結した意味がないと考えれば債務不履行を理由に契約を解除することができます。改正民法では、債務不履行による契約解除には、債務者の帰責事由を必要としなくなったことから、契約内容に不適合の場合にも債務不履行解除の対象になったということです。

売主が追完に応じず、契約に適合しないとはいっても比較的軽微で契約の解除もできないという場合には、損害賠償を求める方法を考えることとなりますが、債務不履行に基づく損害賠償には債務者の帰責事由が必要です。帰責事由がない場合には、債務者に対する損害賠償は難しいため、最終的には減額請求をすることになります。代金減額請求は、契約に適合しないために価値が低くなった部分について不適合の程度に応じて、債務者に対して減額するように求めることができる権利です。改正民法によって新たに導入された制度です(563条)。代金減額請求には、債務者の帰責事由は必要ありません。

以上をまとめると、改正前の瑕疵担保責任は、改正法により債務不履行責任に一本化されたということができるといえるでしょう。